

宝達志水町電子入札運用基準

(建設工事及び建設コンサルタント業務等)

1 電子入札

(1) 電子入札実施の考え方

電子入札とは、コンピュータとネットワークを利用して参加申請から入札・落札者決定までの事務を行うものである。

電子入札の実施にあたっては、宝達志水町（以下「町」という。）が電子入札で行う旨を指定した案件は、原則として電子入札で実施し、書面による入札（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

(2) 電子入札における通知の補助的機能

電子入札を実施する場合、町から入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し通知を行うときは、電子入札システムにおいて行うものとし、入札参加者に対し通知のあったことを電子メール等により伝える機能は、補助的なもの（以下「補助的機能」という。）とする。

(3) 補助的機能を利用できなかった場合

入札参加者の電子メール受信機能の不具合等を理由に、補助的機能が利用できなかったことにより生じた入札参加者の不利益については、町は何らの措置も講じないものとする。

2 紙入札の承諾

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札参加者から、紙入札方式承諾願（様式1）が提出されたときは、やむを得ない事由があると認められる場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

〈やむを得ない事由の例示〉

- ① 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- ② 商号及び名称、所在地、代表者の変更により、ICカードの取得が間に合わないとき。

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、第1回目の入札締切通知書発行までの間で、やむを得ないと認める事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

〈やむを得ない事由の例示〉

- ① システム障害により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、当該入札案件に関し、電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途交付又は受領手続きを要しないものとする。

(4) 紙入札から電子入札への変更

紙入札方式で入札処理を開始した後の電子入札への変更は認めないものとする。

(5) 紙入札業者の入札書の取扱い

紙入札業者は、紙による入札書に3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、くじ番号の全部若しくは一部の誤脱又は不明である場合は、「000」と記載されたものとして取り扱う。

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時、内訳書開封予定日時は、入札書受付締切予定日時以後、事務処理に要する時間を勘案し、時間設定するものとする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 案件登録事項の変更

公告日以降において、登録した案件に錯誤があった場合等、登録内容を変更する必要がある場合は、以下の手順により速やかに案件の変更を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して参加申請書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時13：00 同締切日時13：01）

- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

- ③ 新規の案件として改めて登録する。

- ④ 既に参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して参加申請書等を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該

案件名に「紙入札に移行」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

4 関係書類の提出

(1) ファイル形式の指定

参加申請書等に添付する添付資料及び関係書類(以下「関係書類」という。)は原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

電子ファイルにより提出させる関係書類に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	ソフトウェア	バージョン
1	Microsoft Word	2007 以降
2	Microsoft Excel	2007 以降
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(AcrobatX 以下で作成のもの) 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式等) 上記に加えた特別に認めたファイル形式

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送又は持参による提出を認める基準

関係書類が電子入札システムにおいて提出できない場合には、特別に郵送又は持参による提出を認めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送又は持参による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送又は持参の方法及び時間設定

郵送又は持参による提出を認める場合には、必要書類一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送又は持参による提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- ① 郵送又は持参する旨の表示
- ② 郵送又は持参する書類の目録
- ③ 郵送又は持参する書類のページ数
- ④ 発送又は持参年月日

郵送又は持参による提出の締切(必着。以下同じ。)は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送時にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、入札者の商号又は名称、提出する書類の内容に応じて「参加申請書在中」又は「関係書類

在中」等の記載、入札日及び入札案件名の記載が確認できるものを有効な書類として認めるものとし、持参時にあっては、封入れは要しないものとする。なお、当該書類を郵送又は持参により受領した場合には、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された関係書類のウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

5 見積内訳書の提出

(1) 使用するアプリケーション及びバージョンの指定

見積内訳書は、原則として電子入札システムにおいて、電子ファイルにより提出させるものとする。

見積内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次の形式を指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	ソフトウェア	バージョン
1	Microsoft Word	2007 以降
2	Microsoft Excel	2007 以降
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(AcrobatX 以下で作成のもの) 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式等) 上記に加えた特別に認めたファイル形式

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送又は持参による提出を認める基準

見積内訳書が、電子入札システムにおいて提出できない場合には、特別に郵送又は持参による提出を認めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して持参での提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送又は持参の方法及び時間設定

郵送又は持参による提出を認める場合には、見積内訳書一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送又は持参による提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

① 郵送又は持参する旨の表示

- ② 郵送又は持参する書類の目録
- ③ 郵送又は持参する書類のページ数
- ④ 発送又は持参年月日

郵送又は持参による提出の締切は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送時においては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、この場合は二重封筒とし、表封筒に「見積内訳書在中」の旨を朱書し、入札案件名を記載のうえ、中封筒に見積内訳書を入れ、その表に入札者の商号又は名称、入札日及び入札案件名の記載が確認できるものを有効な書類として認めるものとし、持参時においては、二重封筒にする必要はないものの、表封筒に「見積内訳書在中」の旨を朱書し、入札者の商号又は名称、入札日及び入札案件名の記載が確認できるものを有効な書類として認めるものとする。

(5) 見積内訳書の事前審査

すべての入札参加者が電子入札によって入札に参加する場合には、入札書提出締切日時後で、かつ開札予定日時前に見積内訳書を審査することができるものとする。事前に印刷出力した見積内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された関係書類のウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

6 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。

ただし、紙入札による参加者がある場合は、入札執行担当者の開札宣言後、紙入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録し、電子入札システムにおいて一括開札し、落札者を決定するものとする。

開札後に、落札候補者の入札参加資格の審査を行ったうえで後日落札者を決定する場合は、落札決定を保留し、落札候補者の入札参加資格を審査し、当該資格を有していると認めるときは、落札者として決定する。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

(3) 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出し

ている参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(4) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者

入札書提出締切予定日時になっても、入札書が電子入札システムのサーバーに未到達であり、かつ入札参加者から連絡がない場合は、棄権したものとみなすものとする。

(5) 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、開札せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

(6) 入札書提出後の辞退

原則として、一度提出した入札書及び見積内訳書の撤回、訂正等は認めないものとする。

例外として、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間は参加資格喪失の届出を受け付けるものとし、無効として取り扱うものとする。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合の届出は、入札執行職員の開札宣言後は受け付けないものとする。

(7) くじになった場合の取扱い

落札及び落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者及び落札候補者の決定を行うこととなった場合には、直ちに電子入札システムに装備されている電子くじを用い、落札者及び落札候補者を決定するものとする。

7 入札情報の公表

(1) 入札結果登録

入札結果については、電子入札対象案件であるか否かを問わず、落札者決定後すみやかに町ホームページにおいて公表するものとする。

8 入札参加者のICカードの取扱い

(1) ICカードの名義

電子入札を利用することができるICカードは、競争入札参加資格者名簿に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」）のICカードに限るものとする。

(2) 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）の代表会社の代表者（競争入札参加資格者名簿に記載されている者）又は当該代表者から委任された者（以下「受任者」という。）のICカードとする。

また、経常 J V の応札にあたっては、構成員の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

(3) 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い

入札可能な I C カードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）の代表会社の代表者（競争入札参加資格者名簿に記載されている者）又は受任者の I C カードとする。

また、特定 J V の応札にあたっては、特定 J V の構成会社の代表者から代表者（受任者を含む）に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

(4) I C カード不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、当該工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ①他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

9 システム障害

(1) システム障害

電子入札システムサーバー及びネットワーク等に障害が発生し、入開札が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、F A X 等）により、入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）に必要な事項を連絡するものとする。

(2) その他のシステム障害

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講じるものとする。

この場合は、電子入札システム以外の方法（電話、F A X 等）により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。